

熊谷市ホームページリニューアル及び
保守サポート業務委託仕様書

令和7年8月

1 業務名

熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託

2 委託期間

- (1) システム構築業務期間：契約締結日から令和8年11月30日
- (2) システム保守・運用期間：令和8年12月1日から令和13年11月30日

3 リニューアルの目的及び現行ホームページの課題

(1) 目的

本業務は、熊谷市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の再構築及び再構築後のホームページの適正な運用を行うことにより、下記(2)「現行ホームページの課題」を解決するとともに、市ホームページの見やすさ向上や本市職員の業務効率化を図ることを目的とする。

(2) 現行ホームページの課題

ア サイト構成

一般的なホームページの閲覧方法がパソコンからスマートフォンに移行してきているが、現行の市ホームページは、モバイルファーストを考慮したサイト構成となっていない。

イ 検索性能

現行の市ホームページは、多くのタブやバナーが混在し、目的のページにたどり着くために時間がかかる傾向にある。また、サイト内検索機能の精度が低い。

ウ ウェブアクセシビリティ

前回の大幅リニューアルから10年が経過し、一部ページについてアクセシビリティが低下している。

エ CMS

市ホームページの管理・作成が分かりづらく、効率的かつ直感的に作業できない。

オ デザイン

主にトップページのデザインにおいて、本市の魅力や特徴が十分に発信できていない。

4 リニューアル基本方針

本業務は、以下のリニューアル基本方針に基づき構築を行うものとする。

(1) AIサイト内検索の導入

全ての利用者が求める情報に容易にたどり着けるよう、AIサイト内検

索を搭載する。

(2) 容易かつ迅速な情報発信

各担当課職員がアクセシビリティに対応したページを簡単に作成でき、迅速な情報発信ができるシステムを構築する。

(3) ユーザビリティへの対応

利用者が目的の情報までに快適にたどり着けるようなウェブサイトの構造設計、レスポンシブデザイン及び利便性を重視した使いやすいナビゲーションを配置したページデザインとする。

(4) ウェブアクセシビリティへの対応

あらゆる利用環境を想定し、アクセシビリティに配慮したウェブサイトを構築する。特に、高齢者・障害者を含めた全ての利用者が支障なく市ホームページを利用できるように、ページ全体が JIS X8341-3:2016 のレベル AA に準拠（本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X8341-3:2016 対応表記ガイドライン（2021 年 4 月版）」で定められた表記による）するものとする。

(5) 災害発生時の情報発信

災害などで市庁舎やデータセンターが被災した場合や電力供給が遮断された場合、またはアクセスの集中時にも、安定して情報を発信することができる。

(6) 拡張性の確保及び柔軟性の高い保守運用対応

本業務で構築する CMS は、運用開始後に機能向上や市ホームページの構造変更等を柔軟に行えらるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮する。また、本業務の受注者は、データのバックアップ、OS のアップデート等の定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応を行えるものとする。

(7) セキュリティの確保

「熊谷市情報セキュリティ基本方針」に遵守した設計を行い、第三者によるウェブサイトの削除・改ざんを防止するための対策を講じるものとする。

5 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。以下の業務以外にも市ホームページ再構築に伴い必要と思われる業務については、協議を行い、原則受注者が行う。

(1) リニューアル内容に関すること

- ア インターネット環境における CMS の構築・設定（Web サーバを含む）
- イ リニューアル全般に係るコンサルティング業務（現行市ホームページ

の分析、カテゴリ分類等)

ウ 既存コンテンツの移行業務

エ 各コンテンツのデザイン、テンプレートの作成業務(トップページを含む)

オ ウェブアクセシビリティ適合試験の実施(結果公表の支援業務を含む)

カ 職員研修、操作マニュアル及びウェブアクセシビリティガイドラインの作成

キ リニューアル業務の管理業務

(2) 保守・運用に関すること

ア 5年間の保守運用業務

イ システムの運用サポートや操作方法など、本市職員からの問合せ対応に関する業務

6 対象範囲

本業務の対象範囲は以下のとおりとする。

(1) 市ホームページ (<https://www.city.kumagaya.lg.jp/index.html>)

(2) サブサイトの構築(デザイン、レイアウトともに市ホームページとは異なる構成)

なお、以下のサブサイトは、現行のページをもとに、より見やすく、親しみやすいものに再構築すること。

ア 熊谷定住促進サイト 熊谷で暮らす

(<https://www.city.kumagaya.lg.jp/kurasu/index.html>)

イ 熊谷スマートシティ

(<https://www.city.kumagaya.lg.jp/smartcity/index.html>)

ウ 熊谷スポーツコミッション

(<https://www.city.kumagaya.lg.jp/kumagaya-sc/index.html>)

7 現在のシステム利用状況

以下の数値について、リニューアル後も同数を見込んでいるが、増える場合も対応できること。

(1) コンテンツ数 約12,000ページ

※ただし、移行するページは10,000ページとする。

(2) アカウント数

ア 作成者ユーザ 141ユーザ

イ 承認者ユーザ 81ユーザ

ウ 管理者ユーザ 3ユーザ

- (3) 市ホームページアクセス数（令和６年度） 年間約 6, 0 0 0, 0 0 0 回
- (4) データ容量（令和 7 年 6 月 1 2 日時点）
- ア Webサーバ公開領域 2 4 G B
 - イ CMSサーバ 2 4 6 G B（うち 1 9 8 G B使用中）
 - ウ Webサーバ 7 9 G B（うち 5 4 G B使用中）

8 庁内システム環境

本市のシステム環境は以下のとおりとする。

なお、契約期間中に発表されるOS及びブラウザにも随時対応すること。

本市のシステム環境

	項目	詳細
LGWAN からの接続方法 ①	接続方法	インターネット接続系ネットワークのセグメント内に構築した仮想環境への接続（RDS 方式）
	OS	Windows Server2019 Standard
	ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
LGWAN からの接続方法 ②	接続方法	マネージド仮想ブラウザ
	製品販売元	ジェイズコミュニケーション
	製品名	RevoWorks Browser 3.0.3 (令和 7 年 6 月 2 3 日時点)
	使用ブラウザ	Google Chrome

9 CMS等

(1) 機能要件

- ア CMSはインターネット接続方式でサービスを提供し、本市の人口規模と同等または、それ以上の市での稼働実績をもつパッケージソフトであること。また、開発ベンダーによるサポートが確立された製品であること。
- イ スマートフォンからの閲覧数が増えていることを想定し、レスポンシブデザインの導入や利用者により表示方法の変更が行えるようモバイルファースト化を行うこと。その際には、操作性・視認性が確保できる設計を行うこと。
- ウ 本市職員が少ない作業負荷でアクセシビリティに配慮したページを作成できること。
- エ Google Analytics 4 を用いたアクセスログの集計ができること。なお、Google Analytics 4 の仕様やバージョンに変更があった場合には、保守・運用費の範囲内で対応すること。

- オ 4(1)に記載したとおり、A I サイト内検索を導入すること。
- カ その他、CMSに求める機能は別紙「CMS等機能要件一覧」に定める。
- (2) システム要件
- ア W e bサーバは24時間365日の運用とすること。
- イ CMSは24時間365日の運用を基本とし、システムメンテナンス等で計画停止をする場合は、本市との事前協議により実施日時を決定し、作業すること。また、CMSサーバが障害等で停止した場合もW e bサーバに影響を及ぼさず、継続して情報発信ができる構成とすること。
- ウ バックアップデータは遠隔地のサーバに設置すること。また、障害発生時には速やかに復旧措置が実施できること。
- エ システムは、アクセス数やリニューアル後のデータ容量の予測等を勘案し、構築すること。また、運用期間中にユーザ数、コンテンツ数、アクセス数が増加しても本市の追加費用が発生しないこと。
- (3) ネットワーク要件
- ア CMSサーバとW e bサーバは国内にある庁舎外のデータセンターに設置すること。
- イ 庁内端末からCMSサーバにインターネット経由でアクセスし、コンテンツを作成・更新できること
- ウ CMSへのアクセスは原則として特定のグローバルI Pアドレスのみを許可すること。また、第三者による市ホームページの改ざん等を防止し、安全性を考慮して運用できること。なお、本市のグローバルI Pに変更が生じた場合、保守・運用費の範囲内で対応すること。
- エ 災害発生時において、本市職員が情報更新等をできる仕組みを提供すること。なお、セキュリティ面には十分配慮すること。
- オ S S Lの更新手続きについては、保守・運用費に含み、受注者が責任をもって対応すること。
- カ D N S、W A F及びC D Nは埼玉県セキュリティクラウドのサービスを利用するため、その接続要件に対応すること。なお、これらの機器に設定変更が生じた場合は、設定方法に際して必要な情報提供や調整等を行うこと。
- (4) システム環境、セキュリティ要件
- ア データセンターは、別紙「CMS等機能要件チェックシート」に示すとおりに実現すること。
- イ I S M A Pサービスリストに登録されたクラウドサービスを利用して構築すること。
- ウ サイト内の全ページにおいて常時S S L暗号化通信に対応すること。

SSLの更新手続については、受注者が責任を持って行うこと。また、取得したSSL証明書は、本市の求めに応じて本市が指定する提供先へ提供可能であること。

エ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策が十分に講じられていること。

オ 運用するサーバについては、ウイルス対策を実施し、常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。また、セキュリティパッチの適用等のサーバの管理・運用は受注者が行うこと。

カ ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行った上で導入すること。

10 ウェブアクセシビリティ

(1) JIS X 8341-3:2016 の「レベル AA に準拠」とする。また、レベル AAA の達成基準についても、実装上困難でないものについては、積極的に対応すること。

※レベル AA を満たすことが困難な項目については、その理由を報告し、対応方法を検討すること。

(2) 対象範囲は、リニューアル後の市ホームページで公開する全てのページとする。ただし、ブラウザの拡張機能（プラグインなど）を必要とするコンテンツ（PDFファイル、動画ファイル）は対象外とする。

(3) 受注者において、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施のガイドライン」に基づく試験を実施し、適用する達成基準の要件を満たすことを確認すること。また、市ホームページ公開後、試験結果を公開できるような準備を行うこと。

(4) 試験の実施で指摘のあった事項について、修正対応を行うこと。

(5) 構築内容を踏まえ、JIS X 8341-3:2016 を参考に、本市のアクセシビリティ方針の改訂を支援すること。

(6) 本業務期間中に JIS X 8341-3 が改訂された場合、改訂後の内容に基づき、必要な対応を追加の費用なく行うこと。

11 サイト構造設計

現行市ホームページの課題を抽出するにあたり、Google Analytics4 の利用・閲覧権限が必要な場合は、本市に申し出ること。

(1) 現行市ホームページの課題や基本方針等を勘案した上で、利用者にとって使いやすさを最優先し、サイト構造設計を行うこと。

(2) 目的とするコンテンツに原則 3 クリック程度でたどり着く階層構造と

すること。

- (3) 外国語翻訳機能は、英語、中国語（簡体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に翻訳できるシステムを提供し、可能であればベトナム語、インドネシア語、ビルマ語に翻訳できること。なお、翻訳機能に係る費用については、保守・運用費に含めること。
- (4) 現行市ホームページの課題改善に有効な情報の分類（グローバルメニュー）案を提案すること。

1 2 デザイン

- (1) 市ホームページのデザインについては、アクセシビリティ、ユーザビリティ等を十分に考慮すること。
- (2) ウェブサイトとして、標準化・統一されたデザインとすること。
- (3) 災害時用トップページをデザインすること。
- (4) 有料バナー広告について、効果的なPRとなるよう表示位置等を検討すること。ただし、利用者にとっての使いやすさを最優先とすること。
- (5) デザイン作成する上で必要な画像やアイコン等は、全て受注者が用意すること。ただし、本市が所有する写真等も活用できるものとする。
- (6) テンプレートデザインの詳細は、本市と協議の上、決定することとし、管理可能なテンプレート数に上限を設定しないこと。
- (7) 本市と合意するまで、回数に制限なく、デザインの修正を行うこと。
- (8) 生成後のページが、以下の各ブラウザで支障なく閲覧できること。ただし、各ブラウザはいずれも仕様書公開時点での最新版とすること。

【PCからの閲覧】Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari

【スマートフォン・タブレット等からの閲覧】Android 標準ブラウザ、
iOS は Safari

1 3 テンプレート

- (1) 上記「1 2 デザイン」のとおり作成したデザインに基づき、ページ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、作成を行うこと。また、テンプレート作成においては、JIS X 8341-3：2016 のレベル AA 準拠を原則とすること。
- (2) 本市と協議の上、利用が想定される複数パターンのテンプレートを用意すること。また、イベント情報やパブリックコメント等の通常のインデックスページとは異なる表示形式を必要とするページについてもテンプレートを作成すること。
- (3) 災害発生などの緊急時に、即座に緊急時用のトップページテンプレ

トへ差し替えるなど、容易に画面変更が行えること。

- (4) イベントカレンダー機能を有し、表示されている情報を選択すると、詳細ページへ移動できること。また、詳細ページを作成する際、掲載するカレンダーを指定することにより、カレンダー上に容易にリンクを表示できること。

1 4 リニューアルに基づく要件

(1) プロジェクト管理

- ア 受注者は契約締結後、本業務における目標、作業項目、役割分担、スケジュール、導入体制、プロジェクト管理方法等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、提出すること。
- イ 本業務のプロジェクトリーダー（プロジェクトの実質的な責任者）及び実務担当者には、他自治体でのCMS導入及びホームページ構築の実績・経験が豊富な者を選任すること。
- ウ 本業務の遂行にあたって、業務体制及び個別業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、各業務を円滑に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの担当者を定め、明記すること。
- エ プロジェクト進捗の報告を定期的に行うこと。なお、報告方法及び頻度については、契約締結後に受注者と本市との間で協議して決定する。

(2) データ移行

- ア 本市と協議の上、データ移行方針、スケジュール、本市と受注者それぞれの役割分担、完了時の検証方法など、全体的なルールを記したデータ移行計画書を作成し、提出すること。
- イ 移行対象とするのは、「6 対象範囲」で示した範囲とし、PDF等の各種添付ファイルも移行範囲に含めること。また、費用見積については、その範囲で作成すること。
- ウ 移行する全ページを対象として、新しく掲載するカテゴリや所管する所属情報などの属性情報を記した「移行管理表」を作成すること。
- エ 移行コンテンツについて、「10 ウェブアクセシビリティ」及び「12 デザイン」で示した要件等を満たすよう対応し、確認・検証を行うこと。また、本市の検証において、不備が発覚した場合は、受注者にて修正対応を行うこと。

(3) 職員研修

- ア 円滑な業務運営のため、システムを利用する市職員に、システムの機能及び操作方法等の習得を目的としたオンライン研修を実施すること。なお、本市と協議の上、対面形式の研修を実施する場合は、各回45人程度の研修を7回以上（1回あたり2時間程度）実施すること。その際、

研修会場及び説明に必要な機材（プロジェクターや研修用パソコン等）は本市で用意する。

また、サイト管理者向けのオンライン研修についても1回以上実施すること。なお、Web会議システム等は受注者が用意すること。

イ 研修は、システム稼働前までに実施すること。

ウ 受注者は、研修に必要な資料（マニュアル、テキスト等）を、PDF等の電子ファイルで用意すること。なお、対面形式の研修とする場合は、紙媒体で用意すること。

エ 研修に参加できなかった職員や復習用として、研修内容を収めた動画をシステム稼働前までに提供すること。

(4) 納入成果物等

ア 成果物

本業務の各行程において作成・提出されるドキュメント等の成果物について、各成果物の名称及び内容等を記載すること。なお、成果物の納入は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）によるものとし、納入する時期及び場所については別途指定する。

なお、研修資料については、電子ファイルで納品することとし、対面形式で研修を実施する場合は紙媒体で必要部数を納品すること。

イ 検査等

ドキュメント類の納品は、本市の事前レビューによる承認を受けて納入すること。事前レビューにより手直しが必要な場合は、速やかに手直しを行い、再度本市のレビューを受けた上で、承認を得てから納入すること。

なお、納入後に本市で行う検査によって不適合となった場合は速やかに手直しを行い、再納入すること。

ウ 著作権及びライセンス

(ア) 本業務で作成したデータの全ての所有権は、本市に帰属する。

(イ) 本システムの稼働に必要なソフトウェアのライセンス（使用許諾権）取得に要する費用は、本業務に含まれる。また、ライセンス違反に十分注意し、受注者の責任においてシステム構築業務期間からシステム保守・運用期間内までのライセンスを管理すること。

1.5 運用保守要件

(1) リニューアル後の市ホームページ運用開始日から運用・保守を行うこと。

(2) 安全性、安定性及び拡張性が確保されたシステム構築と運用体制を提

供すること。

- (3) システムの稼働時間は、原則として24時間365日のサービスとすること。ただし、保守作業や定期メンテナンス等により、やむを得ずシステムを停止する場合は、事前に本市と協議すること。
- (4) 障害発生時には、障害解消に向けて迅速に対応するとともに、障害解消後に、障害発生・復旧日時、原因追及、対応状況、再発防止策等を報告すること。
- (5) システムの運用サポート、操作方法及び管理業務等に関する本市職員からの問合せに対応すること。なお、緊急時（災害発生等）の障害受付・対応については、時間を問わず迅速に対応すること。
- (6) セキュリティが確保された安全な運用・サービスを提供すること。
- (7) 安定的な運用を図るため、システム及び周辺機器に関して定期的な保守を行い、徹底した情報漏洩対策を含めること。
- (8) 将来、リニューアルを実施する際には、データ移行にあたり、既存サイトのデーター一式を提供すること。なお、提供回数に制限がないこと。
- (9) 障害が発生した場合の緊急連絡先体制を確立し、本市に明示すること。また、体制の変更有無にかかわらず、1年に1回（4月上旬）体制を更新し、本市に明示すること。

1.6 その他

(1) 再委託

ア 受注者は、業務の全部を第三者に委託しないこと。ただし、再委託の理由、再委託先、再委託の業務範囲及び内容、再委託先が取り扱う情報を書面で明確に示し、事前に本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

イ 業務の再委託を行う場合、受注者は再委託先の行為に関し、本市に対して一切の責任を負うこと。

- (2) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、次の関係法令等に準拠すること。

ア 熊谷市情報セキュリティポリシー

イ 著作権法

ウ その他関係法令及び諸規則等

- (3) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項で協議を要する場合、受注者は本市と協議を行うこと。